

災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

長野県(以下「甲」という。)と社団法人長野県宅地建物取引業協会(以下「乙」という。)とは、長野県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介(以下「媒介等」という。)の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介等の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請するものとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者(以下「会員業者」という。)とともに、民間賃貸住宅の情報を提供し、被災者への媒介を無報酬で行うものとする。

2 乙は会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を執るものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

(資料の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

- (1) 長野県地域防災計画
- (2) 長野県内の民間賃貸住宅の空き情報等

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては長野県住宅部建築まちづくりチーム、乙においては、社団法人長野県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成18年4月19日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年4月19日

甲 長野県
長野県知事

田中康夫

乙 社団法人 長野県宅地建物取引業協会
会長

腰塚信重